

集－２４

日影の規制時間について

関連条文 法第５６条の２、市条例第３５条

改正年月日 平成24年1月5日

窓口：建築審査課

(い)		(ろ)	(は)	(に)		
地 域						
都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号の規定により定められた用途地域	都市計画法第８条第３項第２号イの規定により建築物の容積率に関する都市計画が定められた土地の区域及び同号トの規定により建築物の高さの最高限度に関する都市計画が定められた土地の区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ		敷地境界線からの水平距離が５ｍを超え１０ｍ以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が１０ｍを超える範囲における日影時間
第１種低層住居専用地域 又は 第２種低層住居専用地域	６／１０の区域 ８／１０の区域（戸建住環境形成地区に限る）	軒の高さが７ｍを超える建築物又は地階を除く階数が３以上の建築物	１.５ｍ	(一)	３時間	２時間
	８／１０の区域（戸建住環境形成地区を除く）			(二)	４時間	２.５時間
第１種中高層住居専用地域 又は 第２種中高層住居専用地域	１０／１０の区域	高さが１０ｍを超える建築物	４ｍ	(一)	３時間	２時間
	１５／１０の区域 ２０／１０の区域			(二)	４時間	２.５時間
第１種住居地域 第２種住居地域 又は 準住居地域	２０／１０の区域であって第１種及び第２種１５ｍ高度地区	高さが１０ｍを超える建築物	４ｍ	(一)	４時間	２.５時間
	２０／１０の区域（第１種及び第２種１５ｍ高度地区を除く） ３０／１０の区域			(二)	５時間	３時間
近隣商業地域 又は 準工業地域	２０／１０の区域であって第１種及び第２種１５ｍ高度地区又は第１種及び第２種２０ｍ高度地区	高さが１０ｍを超える建築物	４ｍ	(二)	５時間	３時間